

神崎町・大河内町合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神崎町・大河内町合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、神崎町・大河内町合併協議会(以下「協議会」という。)小委員会(以下「小委員会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(小委員会の設置)

第2条 協議会に設置する小委員会の名称及び所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新町名称・庁舎等検討小委員会
新町の名称及び事務所の位置を調査、審議する事務
- (2) 新町建設計画小委員会
新町の建設計画を調査、審議する事務

(組織)

第3条 前条の小委員会は、それぞれ委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、次条の規定に基づき委員となるべき者(次条第2項第2号に規定する委員を除く。)の互選とする。

(委員)

第4条 新町名称・庁舎等検討小委員会の委員は10名以内とし、協議会の会長が2号及び3号委員のうちから指名する。

- 2 新町建設計画小委員会の委員は28名以内とし、委員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会長が2号及び3号委員のうちから指名した16名以内
- (2) 協議会の構成する町の長が指名した12名以内

(会議)

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、小委員会を主宰し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(分科会)

第6条 小委員会は、所掌事務を専門的に調査、審議するため分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、小委員会の委員をもって組織する。
- 3 分科会に分科会長を置く。
- 4 分科会長は、分科会の委員の互選とする。
- 5 分科会長は、分科会を主宰し、会議の議長となる。
- 6 分科会長は、分科会における調査、審議の経過及び結果について、委員長に報告するものとする。

(関係者の出席)

第7条 小委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、速やかに協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年2月4日から施行する。